



その他の紙類

で、1枚の容器包装ごみ（無色）袋（有料）に入れて出す

<p>その他の紙類</p>	 <p>マークが表示されているもの</p>	<p>(注)  マークの表示については、平成13年4月より表示が義務付けられております。それ以前のものにつきましては、表示がありませんが、分別は同じく行ってください。</p>
---------------	--	---

※ 空箱等は開き（細かくちぎったりしないで）、プラスチック等の紙以外のものは取り除き、出してください。



お菓子・文房具等の空箱



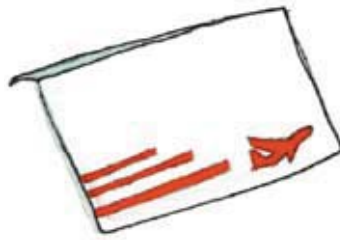
持ち帰り用紙袋



紙袋



空箱



宅配便等の厚紙封筒



茶色封筒



包装紙



※ 紙製の包装紙につきましては、1 m30cm四方以下であれば、識別表示がないとされています。ただし、特定の商品を包装する場合については、記載するようになっております。表示がなくとも「容器包装ごみ」（その他の紙類）にて排出してください。